

令和 2 年第 3 回 農業委員会 総会 議事録

令和 2 年 2 月 28 日
宮崎市農業委員会

1. 日 時 令和2年2月28日(金)

午後3時0分開会

2. 場 所 第四庁舎9階会議室

3. 付議事件

[議 案]

議案第14号 農地法第3条許可について

議案第15号 農地の競売・公売による買受適格証明について(農地法第3条)

議案第16号 農地法第4条許可について

議案第17号 農地法第5条許可に係る事業計画変更について

議案第18号 農地法第5条許可について

議案第19号 非農地証明について

議案第20号 農用地利用集積計画の決定について

議案第21号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

議案第22号 宮崎市農地利用最適化推進委員候補者選考に関する要綱の一部改正
(案)について

[報 告]

報告第13号 専決処分の報告について(農地法第4条第1項第8号)

報告第14号 専決処分の報告について(農地法第5条第1項第7号)

報告第15号 専決処分の報告について(農地法第4条第1項本文)

報告第16号 専決処分の報告について(農地法第5条第1項本文)

報告第17号 申請の取下げ・許可書等の返戻について

報告第18号 相続等による権利移動について(農地法第3条の3)

4. 出席委員

1 番 日 高 隆 志	2 番 岡 武 義	3 番 久保田 章 生
4 番 井 野 義 美	5 番 鬼 塚 健 太	6 番 川 越 定 光
7 番 松 元 明 彦	8 番 川 崎 和 久	9 番 松 田 実
10 番 長 友 紘 子	12 番 川 越 正 彦	14 番 持 原 義 信
15 番 小 倉 俊 博	16 番 片 上 英 行	17 番 比 惠 島 章 之
18 番 川 越 達 也	19 番 秋 山 広 美	20 番 前 田 峰 子
21 番 中 村 和 寛	22 番 外 蘭 香	23 番 井 田 勝 美
24 番 小 玉 利 光		

5. 欠席委員

11 番 川 崎 正 信	13 番 茜ヶ久保 加 代
--------------	---------------


6. 事務局出席者

局長	日高国弘	農地調整係長	稗苗茂樹
次長	西領敏一	農地調整係主任主事	山之上智美
次長補佐兼総務係長	小谷健二	農地調整係主任主事	押川恭範
総務係主査	川越誠		
総務係主事	加野歩夢		
総務係主事	平下拓実		
総務係主事	石橋里彩		


7. 市長部局出席者

なし

署名委員

議長 松田 英 

委員 日高 隆志 

委員 小玉 利光 

午後 3 時 0 分開会

○議長（松田） これより令和 2 年第 3 回宮崎市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、11 番川崎正信委員、13 番茜ヶ久保加代委員から欠席の届出がありました。定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。

それでは、まず、本日の議事録署名委員を指名いたします。

議事録署名委員は、1 番日高隆志委員、24 番小玉利光委員を指名いたします。

それでは、日程第 2、議案審議ですが、議案全般につきまして、事務局次長に説明をいたさせます。

○事務局（西領） 本日の日程でございますが、お手元に総会の会期及び議事日程等を配付させていただいております。

議案につきましては、特別な事情がない限りは、これまでどおり 1 ページごとの審議でお願いしたいと考えております。

それでは、提出議案について御説明いたします。

議案書表紙の裏面をごらんください。本日は 9 議案の御審議をお願いいたします。

議案第 14 号「農地法第 3 条許可について」は 11 件でございます。議案第 15 号「農地の競売・公売による買受適格証明について（農地法第 3 条）」は 2 件でございます。議案第 16 号「農地法第 4 条許可について」は 4 件でございます。議案第 17 号「農地法第 5 条許可に係る事業計画変更について」は 1 件でございます。議案第 18 号「農地法第 5 条許可について」は 16 件でございます。議案第 19 号「非農地証明について」は 2 件でございます。議案第 20 号「農用地利用集積計画の決定について」は 86 件でございます。議案第 21 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」は 2 件でございます。議案第 22 号「宮崎市農地利用最適化推進委員候補者選考に関する要綱の一部改正（案）について」は 1 件でございます。以上、審議件数は 125 件となっております。

なお、農地法第 3 条及び農用地利用集積計画による担い手への農地集積面積は、21 万 703.91 平方メートルでございます。そのうち、委員の関わりによる農地集積面積は、19 万 6,880.91 平方メートルでございます。

説明は以上でございます。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（松田） これより議案審議に入ります。

議案第 14 号農地法第 3 条許可について、1 ページから 2 ページの 25 番までを議題とします。

○事務局（押川） 農地法第 3 条許可について説明いたします。

農地法第 3 条許可の審議につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する許可基準に合致するかどうかを審査しています。今回、係る基準を充足すると認められた案件について申請を受理し、議案として上程しております。

なお、認定農業者等が受人となっている案件については、その旨を備考欄に記載しております。

今回、3 人の認定農業者が基盤強化促進法ではなく、3 条申請となりました。2 ページの番号 26、27、29 が該当しますが、売買価格が地域の相場より低かったことから、3 条申請を選択した案件となっております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○14 番（持原委員） 説明にありましたが、価格が安いから 3 条申請というのはどういふことですか。

○事務局（押川） 基盤強化法を使って売買をする場合は、地域の相場で価格設定をするという取扱いがされているかと思いますが、地域の相場よりも低かったことから、基盤強化法での売買ではなく、3 条申請が行われたということでございます。以上です。

○14 番（持原委員） 分かりました。

○議長（松田） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、2 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、3ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

議案第15号農地の競売・公売による買受適格証明について、関連がありますので4ページから5ページまでを議題とします。

○事務局(押川) 農地の競売・公売による買受適格証明願について説明いたします。

買受適格証明書は、農地が差し押さえられ、競売や公売にかけられた際に、入札者に対し提出が求められるもので、入札しようとする人が農地法の許可が受けられる人であるということを証明するものです。

競売は裁判所が決定して行われるもの、公売は国や市町村など公の機関が行うものをいいます。

本証明の審査は、農地法第3条申請と同様の許可基準で行います。

なお、総会での承認後の手続ですが、承認後、入札者が買受適格証明書を持って入札し、最高価格での買受人となった場合は、農業委員会に農地法第3条の単独申請を行います。農業委員会は会長専決で3条許可を行い、後日総会で報告するという流れになっております。

それでは、番号1、番号2をごらんください。

両申請とも、宮崎市納税管理課が公売する土地の入札のため、証明を申請したもの

で、同じ土地の入札を希望しております。申請人は両名とも法第3条の農地の権利取得者としての要件を満たしていることから、議案として上程させていただいております。

なお、入札期間は3月5日の午前10時からとなっております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、承認することに決しました。

議案第16号農地法第4条許可について、6ページを議題とします。

○事務局（山之上） 農地法第4条許可について御説明いたします。

農地法第4条許可につきましては、法第4条第2項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性などに適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断し、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しております。

なお、番号7、8、10につきまして、農地法の許可を得ず、申請地を駐車場や住宅用地などとして利用していたことから、始末書付の案件となっておりますが、立地基準、一般基準などを満たしており、追認もやむを得ないものと判断しております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第 17 号農地法第 5 条許可に係る事業計画変更申請について、7 ページを議題とします。

○事務局（山之上） 事業計画変更につきましては、農地法関係事務処理要領により、転用許可後に、転用事業者が、転用目的の変更を希望した場合、また転用事業者に代わって、転用を希望する者があるときには、事業計画変更申請を行わせ、変更の承認について審査することとされています。

計画変更の承認に当たっては、変更後の周辺農地への影響や事業の実現可能性などが変更前と比較して同程度であるか、変更後の事業も転用許可基準により許可相当と認められるかについて審査しています。

それでは、番号 1 をごらんください。

本申請は、公共工事に伴い、現場事務所などとして利用するため一時転用の許可を受けたものですが、工期が延長になったことから利用期間の延長が申請されたものです。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第 18 号農地法第 5 条許可について、8 ページから 9 ページの 61 番までを議題とします。

○事務局（山之上） 農地法第 5 条許可について御説明いたします。

農地法第 5 条許可につきましては、法第 5 条第 2 項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性等に適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断して、一時転用を含め、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しております。

それでは、主な案件について御説明いたします。

番号 61 をごらんください。

申請人のうち、渡人は宮崎市高岡町小山田在住の個人など 8 名、受人は宮崎市大字長嶺に本拠を置く発電事業などを営む法人です。

本日、お手元に「農地法第 5 条許可資料」を配付しております。1 ページに位置図、2 ページに航空写真、3 ページに利用計画図を掲載しておりますので、御参照ください。

申請地は、1 ページの位置図のとおり、宮崎市高岡町下倉永にあります祇園台団地中心部から南西に約 500 メートルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地に太陽光発電施設を建設したく申請に及んだものです。

申請地は一部、農業振興地域の農用地区域に位置しておりますが、現在、除外するよう申請しており、除外見込みありと担当課に確認済みです。除外後は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小集団の農地で「第 2 種農地」となっております。また、登記地目が農地以外の山林もありますが、これらの筆は現状が農地であったことから農地台帳に登載されています。登記地目が農地以外であっても、農地台帳に登載された土地を農業以外の用途で利用する場合は農地法の手続が必要になることから、今回申請に至っております。

申請地の周囲にはフェンスを設置し、雨水は新設する調整池を経由し、宮崎県管理の河川に放流します。なお、河川管理者とは協議済みでございます。また、新設される調整池は 50 年に一度の大雨にも対応できる設計となっております。

今回申請された太陽光発電施設建設に当たり、農地法のほかに森林法に基づく許認可が必要となっており、現在事前協議中で、排水計画を含め審査することになっております。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しております。

なお、許可については、他法令による許認可と足並みをそろえて行う予定です。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、9ページを議題とします。

○事務局（山之上） 番号62をごらんください。

申請人のうち、渡人は宮崎市田野町在住の農家、受人は宮崎市田野町在住の個人です。申請地は、宮崎市田野町乙にあります宮崎市田野総合運動公園から北に約700メートルの場所に位置する土地です。本案件は、農地法の許可を得ずに農業用倉庫を建築していたことから、追認申請に及んだものです。現在、農業用倉庫から一般個人住宅へリフォームされています。

申請地の農地区分は、農業振興地域の農用地区域に位置しておりますが、現在、除外するよう申請しており、除外見込みありと担当課に確認済みです。除外後は、農地の広がりから「第1種農地」となっておりますが、不許可の例外である「集落接続」に該当しております。

申請地の周囲は農地と接しておりますが、雨水は地下浸透及び北側側溝に放流し処理、生活排水は汚水枡にためてくみ取りを行うことから、周辺農地への影響はないものと思われまます。始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しております。

また、その他の案件においても、追認案件がございますが、始末書の提出もあり、立地基準・一般基準を満たしていることから、追認もやむを得ないものと判断しております。

なお、同様の「第1種農地」で「集落接続」に該当している案件は、番号64がございます。

また、番号63につきましても農業振興地域の農用地区域に位置しており、除外するよう申請済みであります。除外見込みありと担当課に確認済みです。除外後は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小集団の農地で「第2種農地」となっております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、10 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、11 ページから 12 ページの 71 番までを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、12 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、13 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

なお、農地法第5条許可申請で許可相当となりました案件のうち、番号61番につきましては、3月11日開催予定の県農業会議の常設審議委員会に諮問します。

議案第19号非農地証明について、14ページを議題とします。

○事務局(稗苗) 議案第19号非農地証明について説明いたします。

この非農地証明につきましては、登記簿の地目が農地または農地台帳に登載されている農地で現況が非農地化していることを証明するものです。

非農地化の事由として、主に、昭和27年の農地法施行以前から農地以外の土地であること、10年以上耕作放棄され将来的にも農地としての利用が困難な土地、周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても利用することができないと見込まれる場合があります。

それでは、2件の案件について説明いたします。

申請番号3は、登記簿地目が畑であります。現況は10年以上耕作放棄された様相で原野化しております。

また、申請番号4は、登記簿地目が畑であります。現況は宅地になっており、昭和23年当時の航空写真によっても同様の利用がなされていることが確認できました。

これらのことから、2件の案件は非農地証明の認定基準に合致しております。

なお、この案件につきましては、2月19日に地元農業委員と現地調査を行い、現況が農地でないことを確認しております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長(松田) 事務局の説明は以上のおりですが、御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、承認することに決しました。

議案第20号農用地利用集積計画の決定について、15ページから54ページまでの利用権設定分を議題とします。

○事務局(石橋) 議案第20号農用地利用集積計画の申出につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に規定されております、市の基本構想に適合することや、農地の効率的利用、農作業の常時従事などの各要件を満たしていると考えられるため、今回、議案として上程するものでございます。

中間管理による貸借につきましては、15ページの番号49番から20ページから21ページの番号60番までの12件でございます。

利用権設定につきましては、22ページの番号147番から53ページから54ページの番号207番までの61件でございます。

内訳といたしましては、使用貸借権の再設定が4件、新規設定が7件、賃借権の再設定が16件、新規設定が30件となっております。

52ページの番号204番から53ページから54ページの番号207番までの4件は、宮崎中央農業協同組合が行う農地利用集積円滑化事業により転貸するものでございます。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長(松田) 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○1番(日高委員) 宮崎中央農業協同組合が行っている円滑化事業については、中間管理機構への移行を行っていくと聞いておりますが、まだ新規で円滑化事業の契約と更新等があるわけでしょうか。

○事務局(石橋) 3月末日までは円滑化事業の受付ができますので、今回の総会まで円滑化事業での案件を上程しているところでございます。ですので、次回の総会からは、円滑化事業に係る案件はなくなります。

○1番(日高委員) 分かりました。

○議長(松田) ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

次に、55 ページから 62 ページの所有権移転分を議題とします。

○事務局（石橋） 農用地利用集積計画の申出のうち、所有権移転につきましては、55 ページの番号 208 番から 61 ページから 62 ページの番号 220 番までの 13 件でございます。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

議案第 21 号相続税の納税猶予に関する適格者証明について、63 ページを議題とします。

○事務局（平下） 相続税の納税猶予に関する適格者証明が 2 件ございましたので、御説明いたします。

農地の相続税納税猶予につきましては、相続人が農業を営んでいた被相続人から農地などを相続し、農地を継続的に使用する場合に限り、相続人が死亡する日まで相続税の納税猶予額を免除する制度でございます。

被相続人の要件としましては、対象農地で死亡の日まで農業を営んでいた人、贈与税の納税猶予の特例の適用に係る農地等の生前一括贈与をした人でございます。

相続人の要件としましては、相続税の申告期限までに農業経営を開始し、その後、引き続き農業を行うと認められる人でございます。

なお、納税猶予の対象農地を売買した場合、納税猶予が全てまたは一部打ち切られることがございます。

以上が農地の相続税納税猶予に関する説明でございます。

それでは、議案内容の説明に入ります。

申請番号1番と2番は関連がありますので、あわせて説明をいたします。

議案書64ページから67ページをごらんください。

願出人は、吉村町に在住の兼業農家2名でございます。なお、この願出人2名は御兄弟となっております。令和元年6月26日に母の死亡により農地を相続することとなり、申請番号1番の願出人が農地3筆、申請番号2番の願出人が農地1筆について、相続税の納税猶予を受けたいということで申請を出したものでございます。

なお、申請があった全ての農地につきまして、2月18日に現地調査を行い、農地として利用していることを確認しており、また遺産分割協議書の提出もあることから、今回申請を受理し、総会へ上程しております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、承認することに決しました。

議案第22号宮崎市農地利用最適化推進委員候補者選考に関する要綱の一部改正（案）について、68ページを議題とします。

○事務局（川越） 本案件につきましては、現在の農地利用最適化推進委員の任期が7月19日をもって満了となることから、次期農地利用最適化推進委員候補者の選考に関する要綱について、その一部を改正するものでございます。

改正の趣旨でございますが、さきに行われました農業委員会委員、いわゆる農業委員の選考に関する条例の改正及び制定しました規則の内容に合わせるものでございます。

詳細について御説明いたします。

別紙の宮崎市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者選考に関する要綱の新旧対

照表をごらんください。一部改正となりますので、こちらの新旧対照表にて御説明いたします。

第3条、組織をごらんください。

右の現行では、(1) 農業委員会会長、(2) 宮崎中央農業協同組合の職員、(3) みやざき農業共済組合の職員、(4) 宮崎市の行政職員となっておりますが、(1) 農業に関し識見を有する者、(2) 学識経験者、(3) 関係行政機関の職員、(4) 市職員と改めるものでございます。

この変更につきましては、選考における公平性・透明性を確保するため、選考委員の中に、推薦団体に所属する者や委嘱する立場にある者など、いわゆる利害関係者を極力含まないように改編するものでございます。

このことは、さきに行われました農業委員候補者の選考に関しても同様でございます。選考に当たり、市長の附属機関として選考に関する調査審議をさせることを目的とした選考委員会を設置しておりますが、選考委員については、推薦団体等の関係者や任命権者である市長や市長部局の職員は極力含まないこととしたところでございます。加えて、さきに農業委員の選考を行っていただいたことから、選考に関する知識と経験を有することや、推進委員との連携が不可欠となる農業委員の選考と同じ視点で選考することが望ましいと判断されるため、推進委員候補者の選考委員会の組織改編を御提案するものでございます。

その他、新旧対照表をごらんいただくと分かりますとおり、改正が数カ所ございますが、これにつきましては、農業委員選考に関する条例・規則の表現に合わせて改正を行うものであり、その趣旨に変更はございませんので、説明を省略させていただきます。

なお、農地利用最適化推進委員の選考委員会の開催についてでございますが、3月議会にて農業委員の任命の同意を得た後となるため、4月からを予定しており、新しい体制の農業委員会へ選考結果を報告する予定としております。

説明は以上です。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、承認することに決しました。

これより報告案件を議題とします。

事務局次長に説明を求めます。

○事務局（西領） 本日の報告案件につきまして御説明いたします。

報告書表紙の裏面をごらんください。

報告第 13 号は、農地法第 4 条第 1 項第 8 号に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数 7 件でございます。

報告第 14 号は、農地法第 5 条第 1 項第 7 号に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数 9 件でございます。

報告第 15 号は、農地法第 4 条第 1 項本文に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数 5 件でございます。

報告第 16 号は、農地法第 5 条第 1 項本文に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数 27 件でございます。

報告第 17 号は、「申請の取下げ・許可書等の返戻について」でございまして、その数 2 件でございます。

報告第 18 号は、「相続等による権利移動について（農地法第 3 条の 3）」でございまして、その数 5 件でございます。

なお、報告第 13 号、第 14 号につきましては、局長の専決処分により受理されたもので、備考欄に専決日を記載しております。

第 15 号、第 16 号につきましては、過去の総会において承認されたもので、それぞれ会長の専決処分により許可されたものでございます。

報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（松田） ただいま専決処分等につきまして報告がありましたが、御意見はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 御意見なければ、報告案件はこれにて終わります。

本日の総会はこれをもって閉会してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松田） 御異議なしと認めます。よって、令和2年第3回宮崎市農業委員会総会を閉会いたします。

午後3時43分閉会